



2018年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社エフティグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石田 誠
(JASDAQ・コード番号:2763)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 山本 博之
電 話 03(5847)2777 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月22日開催の取締役会において、2018年6月21日開催予定の第33回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実およびさらなる企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2018年6月21日開催予定の第33回定時株主総会において、必要な定款変更のご承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

2018年6月21日 (予定)	第33回定時株主総会開催
同日	定款変更の効力発生

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条～第 17 条 (条文省略)	第 5 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。	第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 19 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>2. 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者 (以下「補欠者」という。) を選任することができる。</u>
<u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>	<u>3. 前2項の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>
<u>3. (条文省略)</u>	<u>4. (現行どおり)</u>
(新 設)	<u>5. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期)	(任期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 20 条 <u>当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>監査等委員でない取締役から</u> 代表取締役を選定する。
<u>2. (条文省略)</u>	<u>2. (現行どおり)</u>
<u>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	<u>3. 取締役会は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役と区別して定める。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会) <u>第30条</u> 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第31条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第32条</u> 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第33条</u> 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>第37条～第38条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条～第35条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) <u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第36条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p><u>第40条～第43条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第37条～第40条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 2018年6月21日開催の第33回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条</u> 2018年6月21日開催の第33回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

以 上